

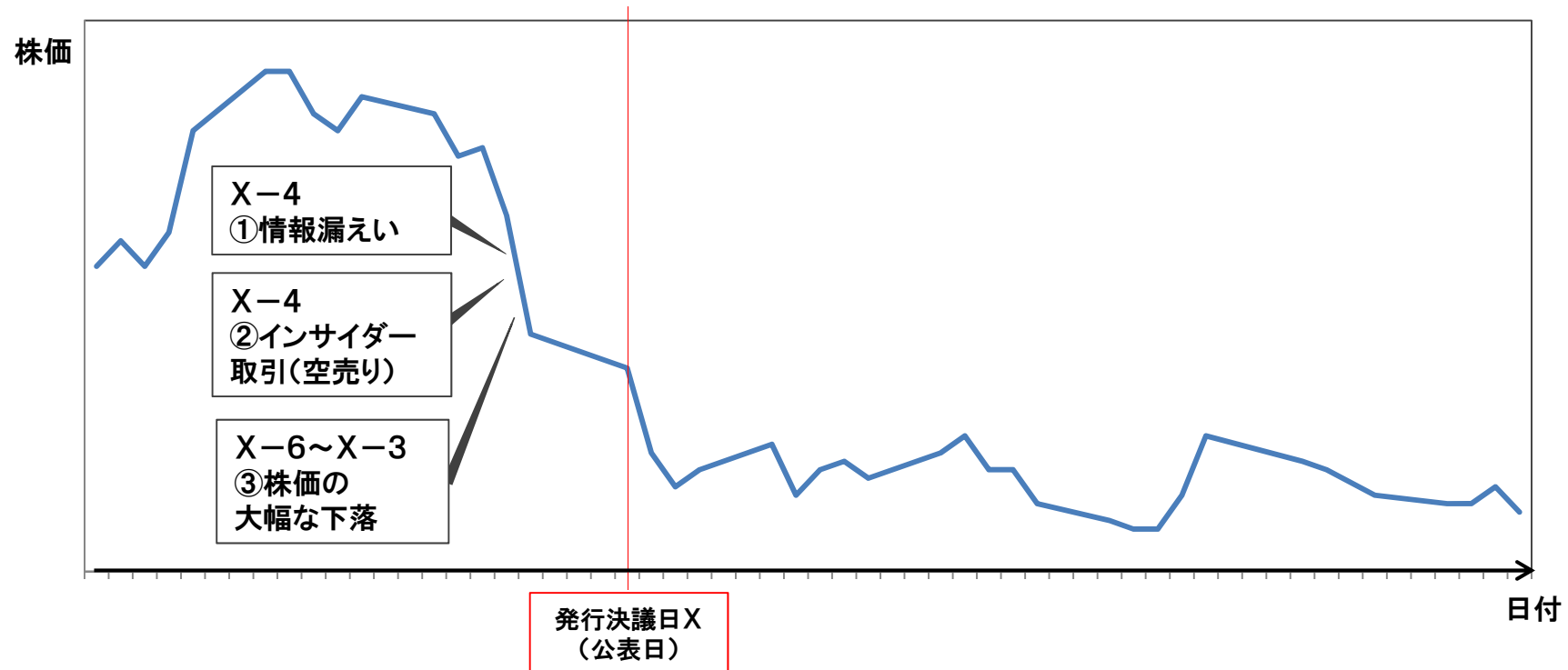
公募増資等の公表前における 情報漏えい等への対応に係る 規則改正について(概要)

平成25年3月14日

日本証券業協会

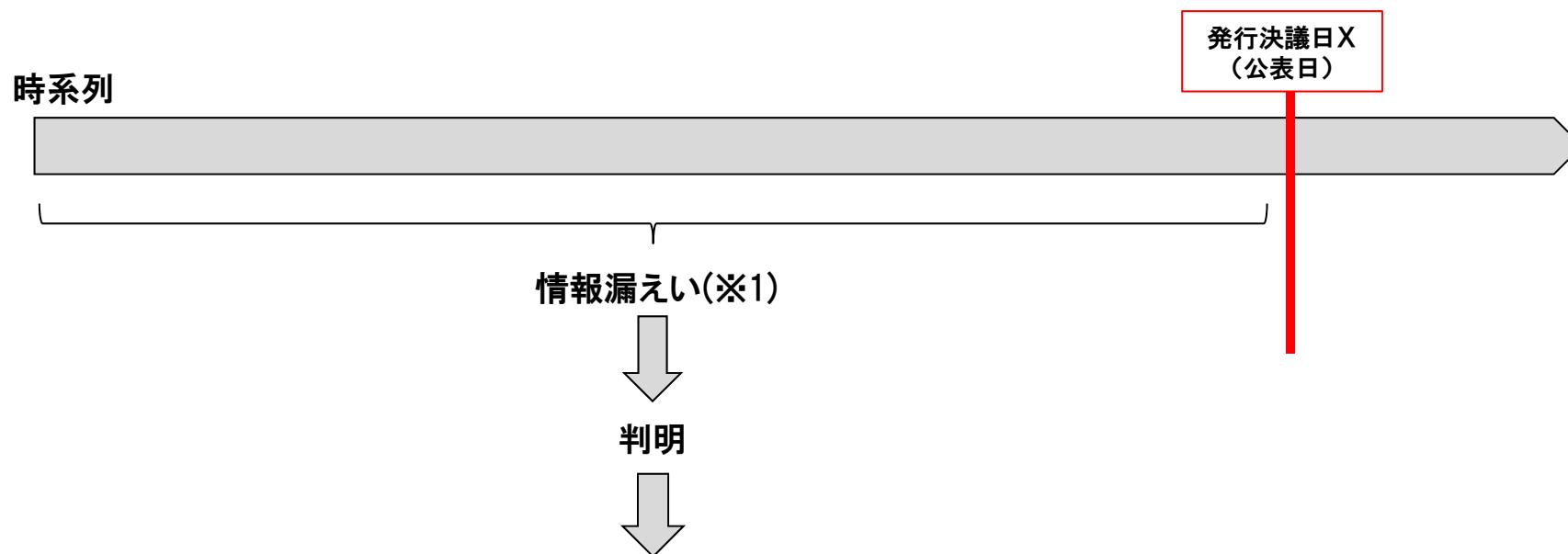
1. 増資インサイダー事例の構造

公募増資に関するインサイダー取引が行われた銘柄の株価



最近の公募増資に係るインサイダー取引事例については、そのほとんどのケースにおいて
①主幹事会員の役職員による情報漏えい
②情報受領者によるインサイダー取引(空売り)
③株価の大幅な下落
が公募増資の公表前に起こっていたことが明らかとなっている。

2-① 引受会員の役職員による 情報漏えいが判明した場合の対応



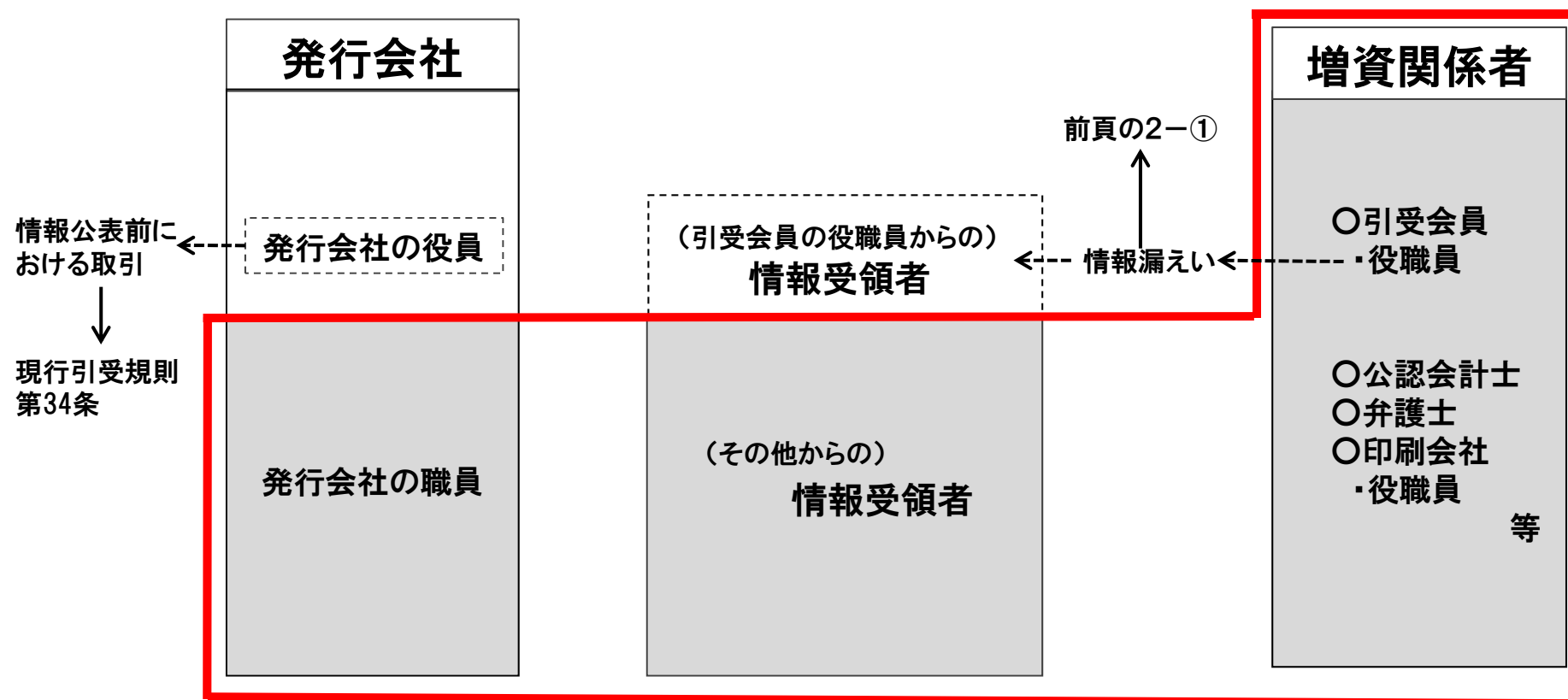
当該引受会員は、引受けを行ってはならない。(※2)

引受会員は、当該引受会員の役職員により株券等の募集又は売出しに関する法人関係情報が漏えい(※1)されていたことが、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、引受けを行ってはならないこととする。(※2)

(※1)業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除く。

(※2)引受会員が漏えいについて発行会社に報告を行ったうえ、当該発行会社が当該引受会員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。

2-②-1 情報公表前における取引が行われたことが判明した場合の対応

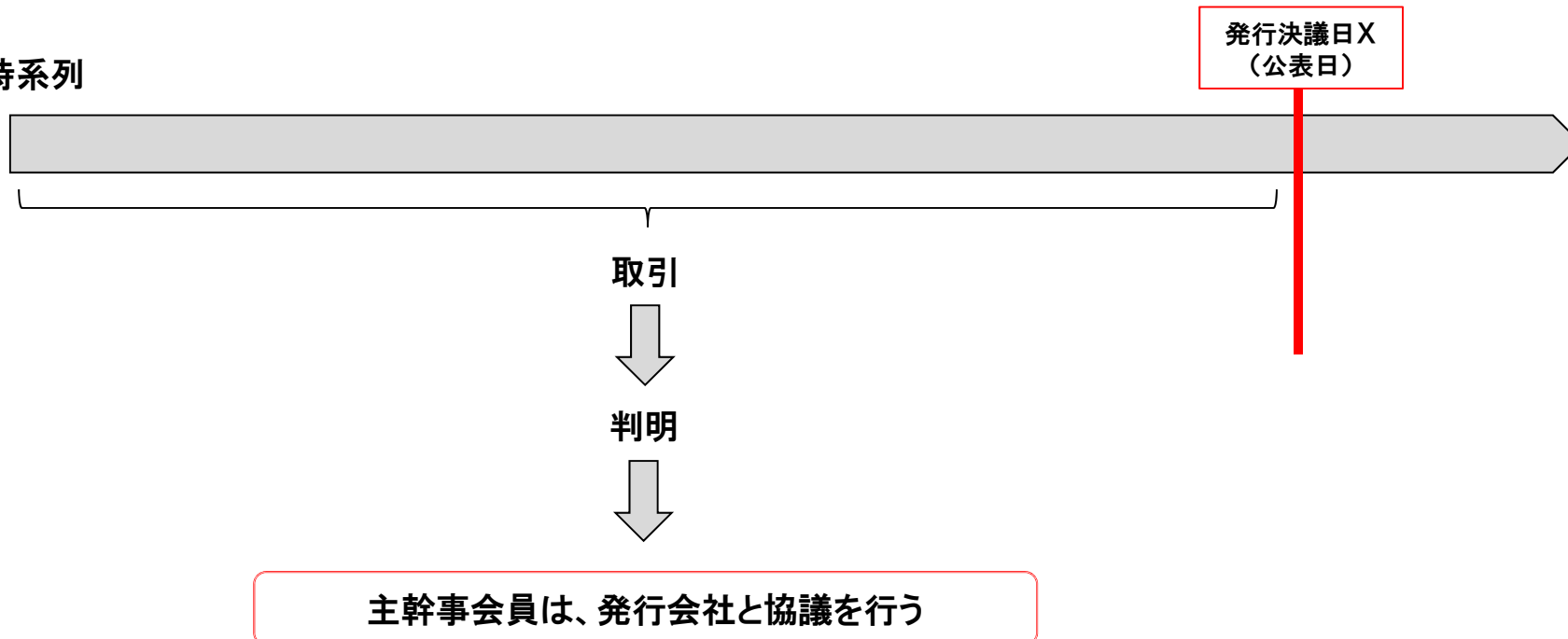


で囲まれた範囲の者による情報公表前における取引が対象となる。

2-②-2 情報公表前における取引が行われたことが判明した場合の対応

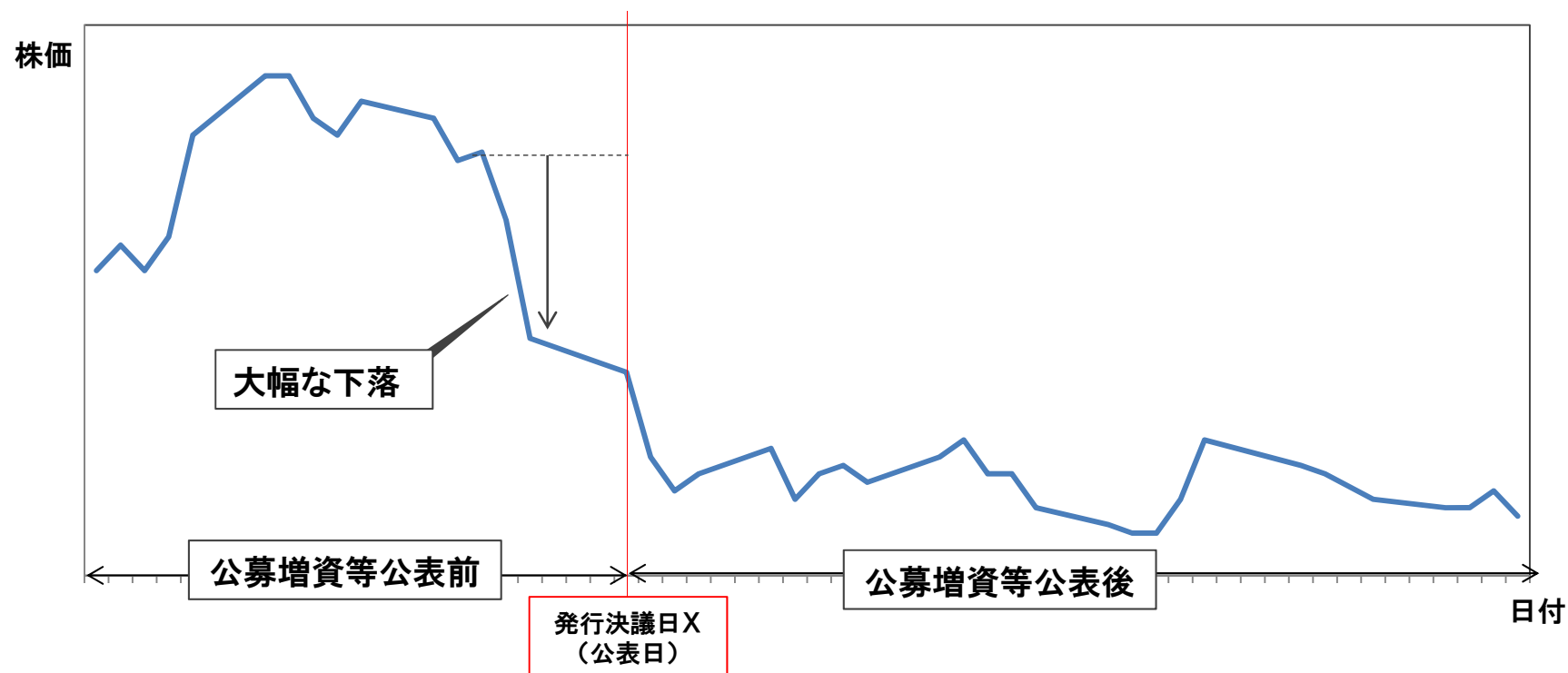


時系列



前頁2-②-1の で囲まれた範囲の者により、募集又は売出しが行われることを知りながら当該募集又は売出しに係る株券等の取引が行われていたことが、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、主幹事会員は、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

2-③ 株価の大幅な下落が認められた場合の対応



主幹事会員は、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに、発行会社の株価に大幅な下落が認められた場合には、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。